



京都こころの文化・未来創造ビジョン

京都府文化力による京都活性化推進条例に基づく基本方針



ごあいさつ

平成23年秋に府内全26市町村で開催しました「第26回国民文化祭・京都2011」は、日本文化の素晴らしさを再確認し、「日本のこころ」を次の世代に継承するとともに、東日本大震災の被災地からの参加者と一緒に、文化の底力を京都から発揮して、日本再生の灯りとなる大会となりました。

この文化の持つ力が、人々や地域に癒しと感動、生きる勇気をもたらすなど、改めて認識される中で、この度「京都こころの文化・未来創造ビジョン」を取りまとめました。これは、「京都府文化力による京都活性化推進条例」に基づく基本指針として平成18年に策定した「21世紀の京都文化力創造ビジョン」を改定するもので、この間の源氏物語千年紀事業や国民文化祭等の成果、さらに社会経済情勢の変化等を踏まえ、京都の文化のあるべき姿を展望し、基本的な理念や府の重点的な施策等について、総合的な指針とするものです。

本ビジョンが目指すものは、京都の暮らしの中に受け継がれてきた自然への畏敬の念や、人と人との絆を大切にすること、その中で京都が持つ「ほんまもん」の文化を次世代に継承し、心豊かな人材を育成することです。さらに、各地域の生活の中に根付いている文化を活かすため、府内を5つの文化圏に分け、これらが互いに響き合い、滲み合う（にじみあう）ことで、京都の文化をさらに厚みのあるものにしていきます。

京都には、我が国を代表する伝統芸能や、茶道、華道などの生活文化、伝統工芸品などとともに、和食や着物、町家などの木造建築物に象徴される伝統的な衣食住の文化、すなわち「こころのふるさと」ともいえる日本の暮らしの文化が息づいております。京都には、こうした伝統・文化の力やブランド力をはじめ、学術研究の蓄積などの未来を創造する力があります。また、さまざまな機関や団体、府民の皆様が連携、協力して大きな力を発揮する風土があります。この「オール京都」による取り組みは、国民文化祭の開催、先の「古典の日」の法律制定につながりました。今後、本ビジョンに基づき、「オール京都」の力を結集して、京都の文化、日本の文化を飛躍させ、世界に向けて発信するとともに、次世代に文化を継承し、文化力による京都の活性化を一層推進していきます。

結びに、本ビジョンの策定に当たりまして、熱心に御検討いただきました文化力創造懇話会ビジョン検討会議の委員の皆様をはじめ、多くの貴重な御意見を賜りました皆様に対して心からお礼を申し上げます。

平成24年12月

京都府知事
山田啓二



目次

策定の趣旨

計画期間

第1章 基本理念

1 「文化のみやこ」京都の果たすべき役割

- 2 いのち輝く文化 ～京都の文化力
- いのち輝く文化の活性化～「共生の京都様式」を世界に！
 - みやこ文化圏の魅力；ほんまもんが身近にある暮らし
 - 府内各地域の特色を踏まえた文化事業の強化

第2章 重点目標

「いのち輝く文化」と「文化のみやこ」を実現する7つの基本方向

第3章 推進すべき施策

1 府民の自発的な文化芸術活動を盛り上げよう

- (1) 府民の文化芸術活動等への参画の促進
- (2) 京都の優れた文化芸術を鑑賞・体感する機会の提供
- (3) 「古典の日」法制化を機会に、古典の持つ人類史的価値の普及・啓発を図る取組の一層の推進

2 「ほんまもん」の文化芸術を深めよう

- (1) 京都の「ほんまもん」の優れた文化芸術を次世代に確実に伝えるとともに、内外に発信する取組
- (2) 日々の暮らしに宿る「こころの文化」を見つめ直し、継承するとともに、世界に発信する取組
- (3) 京都文化の振興に寄与し、京都府の文化芸術の向上、発展に貢献した者への表彰制度の実施

3 文化を未来に伝える次世代を育もう

- (1) 次代を担う子ども達が、京都の「ほんまもん」の文化芸術を体験し、継承する活動の促進
- (2) ほんまもんの「こころ」の文化を次世代に伝え、その未来の文化創造を支える取組
- (3) 府内の大学等との連携・協働による文化施策の効果的な推進及び文化創造活動や研究活動への支援

4 文化力で活気あふれる京都を創ろう

- (1) 世界を代表する貴重な文化財の適切な保存・活用、地域の文化財の幅広い情報発信
- (2) 作家や職人、芸術系学生等による芸術作品が流通する環境づくり及び幅広い府民などが出会い交流する場の提供

- (3) 地域文化の観光資源としての活用による地域活性化
- (4) 京都の文化力を活かしたビジネスモデルの創出による「文化による新たなマーケット」の構築に向けた取組の推進
- (5) 京都で培われた映画・映像、マンガ・アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業の育成・振興及び発信機能の強化

5 多様な「みやこ文化圏」をつなごう

- (1) 各地域の歴史等に根ざした個性豊かな伝統行催事、民俗芸能、伝統工芸等の継承、まちなみや景観保存などに関する活動の発展を図る取組の推進及び支援
- (2) みやこ文化圏の活動促進

6 国際的な文化活動の輪を広げよう

- (1) 国際的な文化交流のみやこを目指して
- (2) 京都の文化芸術を世界に発信する取組の推進

7 文化を創造する空間で交流を支えよう

- (1) 「文化の首都機能」の強化のために
- (2) 北山文化環境ゾーン構想の推進
- (3) 文化博物館及び文化会館等の文化拠点機能と発信力の強化

(参考資料)

- ・文化力創造懇話会ビジョン検討会議委員名簿
- ・ビジョン検討経過
- ・京都府文化力による京都活性化推進条例

策定の趣旨

平成13年の文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の制定を踏まえ、京都府では、平成17年10月に「京都府文化力による京都活性化推進条例」を制定し、平成18年には、同条例第7条の規定に基づく基本指針として、「21世紀の京都文化力創造ビジョン」を策定した。今回、同ビジョンの改定版として、「京都こころの文化・未来創造ビジョン」を取りまとめようとするものである。

「21世紀の京都文化力創造ビジョン」は、平成23年度の国民文化祭をはじめ、平成20年度の源氏物語千年紀事業、文化ベンチャーネットワークやアートフリーマーケット等々の成果を挙げた。今回の「京都こころの文化・未来創造ビジョン」は、これらの成果並びにこの間の社会経済情勢の変化を踏まえ、



有識者・文化人による「源氏物語千年紀」のよびかけ

京都の文化をめぐる現状や課題を分析し、あるべき姿を展望し、基本的な理念及び府の重点的な施策等について、総合的な指針として、改定しようとするものである。

「第26回国民文化祭・京都2011」は、「こころを整える～文化発心（ほっしん）」をテーマとして、平成23年秋に開催された。同年の3月に発生した東日本大震災は、甚大な被害を及ぼしたが、日本人の「こころ」や「絆」をはじめ、そうした精神を基層とする文化の持つ力が人々や地域に癒しと感動、生きる勇気をもたらすなど、「日本のこころの問い直し」や「日本再生の灯り」など国民文化祭の成果と相まって、改めて、文化の持つ力が再認識されたところである。

また、関西の2府5県4政令市が参画する関西広域連合の発足により、観光・文化振興を担当する京都府の文化振興・発信機能の充実強化には、より強い期待が集まると考えられる。

「京都こころの文化・未来創造ビジョン」に基づき、国、市町村、関係機関との連携はもとより、府民総参加のもと、オール京都の力を結集して、京都の文化、日本の文化を飛躍させ、世界に向けて発信するとともに、次世代に文化を継承し、文化力による京都の活性化を一層推進することとする。



第26回国民文化祭・京都2011

「こころの宣言文」

計画期間

「京都こころの文化・未来創造ビジョン」の計画期間は、平成29年までの概ね5年間とする。

第1章 基本理念

1 「文化のみやこ」京都の果たすべき役割

東日本大震災では多くの人命が失われ、つづく福島原発事故では技術文明に対して国民が抱いてきた安全・安心イメージが大きく損われた。それは日本人の文明観をゆさぶった衝撃的なできごととして歴史に刻まれることだろう。

また、地球レベルでの様々な環境問題の拡大や世界的な経済停滞の影響により、漠然とした閉塞感が日本社会全体を蔽っており、「いのち」や「こころ」に向き合う文化のあり方そのものが根本から問い直されている。

今日、人々が求めるのは大量生産・大量消費型の「文明の輝き」ではなく、環境と調和した持続可能な「文化の温もり」というべきである。

特に、京都（KYOTO）という地名は、1997年に国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で京都議定書が採択されて以来、21世紀の新たな価値観を予感させる響きを帯びて世界中で口にされてきた。京都の文化と未来を論じるとき、この事実を忘れてはならない。

一方で、インターネットやソーシャルネットワークの本格的な普及など、ICT（情報通信技術）の急速な進展は、コミュニケーションを多様化させ、人々のライフスタイルやものの考え方にまで大きな影響を与えるようになってきた。

また、東日本大震災を契機として危機管理や防災・減災の面からも東京一極集中の現状を改めようとする気運は大いに高まっている。代替的な首都機能を担う都市・地域の整備は喫緊の国家的課題である。その際、政治的あるいは経済的な機能を代替する都市・地域の選択には、議論の余地があるであろう。しかし、文化的な都市については、世界に誇るべき文化資源を抱える京都への期待が比較を絶している。この国が文化芸術立国を目指すとき、京都府が果たすべき役割は極めて大きい。

2 いのち輝く文化～京都の文化力

〇いのち輝く文化の活性化～「共生の京都様式」を世界に！

文化は、人間が限りある自然環境の中で生きる上で不可欠となる知恵と工夫の総体である。いにしえより京都に住まう人びとは、自然への感謝と畏敬の念とともに、人間は自然の一部であり、自然の中で生かされている、という共生の感覚、自然と交わり一体感を求める、という憧憬の気持ちを持ちつづけてきた。これらは、京都の文化の基層をなすものであり、今も京都での暮らしの奥底で受け継がれ、今も息づいている。

また京都には、伝統芸能や、茶道、華道などの生活文化、伝統工芸品にみられる匠の技などとともに、京都のいたるところ世界遺産、国宝、重要文化財、神社仏閣など有形・無形の文化財が数多く見られるが、これら長年にわたり大切に守り伝えられ、

洗練されてきた伝統遺産は、なによりも京都で暮らす人びとの「こころ」の滋養として、その「いのち」に輝きを与えてきたものである。文化はまた、地域共同体の住民としての心持ちをいきいきと保つそのよりどころとなるものであり、この意味で文化は、先人が長年にわたって築き上げてきた社会的な相続財であるといえる。

これら有形・無形の文化財には、人のいのちへと祈りや願いがしかと込められており、それらは、「おおきに」、「おかげさま」、「いただきます」など感謝の言葉や、「しまつ（節度ある生活態度）」、「もてなし（来訪者を温かく迎える心）」といった言葉で表される利他の敬虔な「こころ」や、「めきき」「たくみ」「きわめ」などの言葉で象徴される創造的な「こころ」として人びとのうちに浸透している。こうした「こころ」が人と人を結びつけ、相互に尊重し合う心を涵養して、共生の社会的基盤を育んできた。それは、人々が何代にもわたって守り伝えてきた、いわば、いのちとくらしを大切に「共生の京都様式」ともいえるものであり、これこそ世界の「文化のみやこ」をめざす京都が内外に向けて発信すべき「いのち輝く文化」の核心であろう。

京都が培ってきたこの文化力は、それ自体が魅力的な観光資源やサービスになるものであり、京都を世界へとつないでゆく「ソフト・パワー」でもある。「クール京都」の実現を目指して、国際的な情報発信を活性化させる必要がある。その基盤として、地域社会のバランスの取れた発展を意識しつつ、京都の「いのち輝く文化」をいっそう磨き上げてゆくことがこれからはとくに必要となる。

〇みやこ文化圏の魅力；ほんまもんが身近にある暮らし

京都の各地域では、祭りや地蔵盆などの多彩な行事が催されているが、これもまた、長い歴史の中で自然を畏敬し、人と人の絆を大切にしている生活の知恵から生まれた「共生の京都様式」である。ここで暮らせば自分自身を再発見する機会に恵まれ、一つ一つのいのちが一層輝いていくと言えるような京都の暮らしは、この「共生の京都様式」によってはじめて成り立つ。

府内の各文化圏には、個性あふれる食文化や郷土芸能など多様な地域文化が根付いており、そこに別の生き方を求めて地域外から移住してくる人びとも少しずつではあるが増えている。そうした地域文化の多様性を維持し、次世代に伝えていくことは、郷土への愛着や誇りを育むばかりでなく、新しい創造力により、アイデアを出し合い、つなぎ合うことで、京都を活性化することに役立つはずである。

特に、ニュー・メディアの進展により、人と人がじかに向かい合い、ふれあい、交わる機会が減少する今日、地域の文化活動は、異なる世代、多様な価値観を持つ人々の「共生」の場を生み出す貴重な機会であり、その役割が見直されつつある今、それは次世代に向けた新たな創造の基盤でもある。長い時間をかけてそうして継承されてきたこうした郷土芸能や祭りに「日本のふるさと」を見いだす人は多く、それらは外国人までも魅了する京都文化のブランド力の源泉ともなっている。実際、京都の文化はこれまで「外」の人たちからも支えられてきたのであり、だからこそだれもが「日

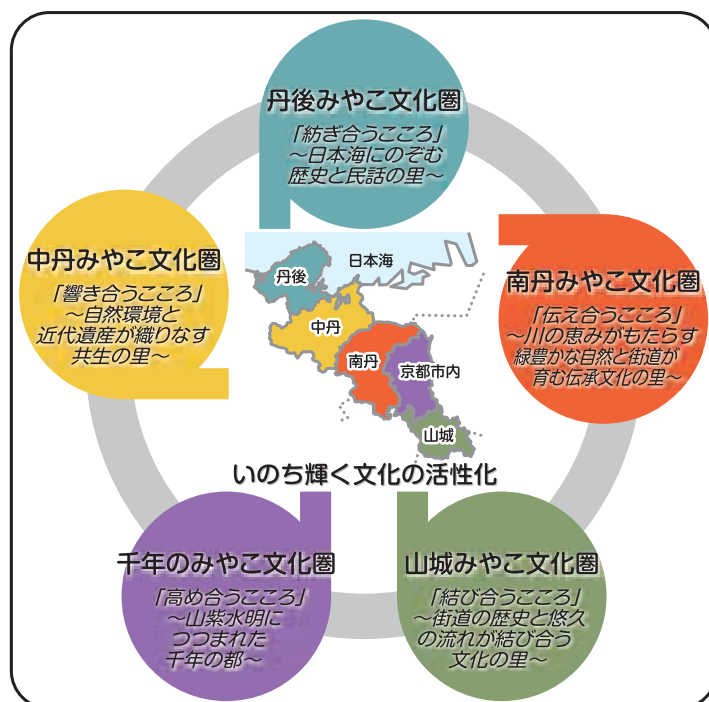
本のこころのふるさと」と呼んできたことを忘れてはならない。

府内にはまた、我が国の匠のわざを磨き、伝えてきた職人や芸術家の存在とともに、数多くの大学や研究機関が集積し、優秀な留学生や研究者が生活している。伝統的な文化の蓄積と最先端の教育研究が融合し、国内外の様々な文化を培ってきた人々が交流し刺激し合う京都でこそ、私たちが次世代に伝えたい「ほんまもんの文化」が生まれている。これを滋養にして、自らを高めようとする若者が切磋琢磨している。「ほんまもん」の文化に身近にふれることで、府民の日々の暮らしも豊かなものになる。これら有形・無形の多様な文化資源こそ、「日本の京都」から「世界の京都」へと飛躍する基盤となるものである。

○府内各地域の特色を踏まえた文化事業の強化

京都には、日本文化の粹ともいえる文化芸術が集積した京都市域をはじめ、日本海に面した府北部から奈良県域につながる府南部まで、四季折々の自然や里山があり、それぞれの地域には、豊かな自然環境と厚い歴史に育まれた固有の文化が息づいている。府内各地域の風土的な特性を踏まえ、その歴史的な蓄積を基盤としつつ、それぞれに固有な地域文化圏を形成するとともに、文化会館などの文化振興拠点を核に、振興局、市町村などの行政単位の枠を超えた広域的な地域文化圏相互の交流を担うネットワークづくりを進めることが、今京都府には求められている。

京都府のこれまでの文化振興においては、広域文化圏を踏まえた地域文化の振興のあり方について明確な方針を掲げてこなかった。また府域への文化支援が十分でなかったことは否めない。本ビジョンにおいては、国民文化祭を契機に、京都府をそれぞれの地域特性を持つ5つの文化圏に分け、それぞれの地域により密着した文化事業を明確にするよう努めた。これら複数の文化圏が互いに響き合い、滲み合うことで、京都の文化をさらに厚みのあるもの、地に足の付いたものにしていくためである。



丹後みやこ文化圏

「紡ぎ合うところ」～日本海にのぞむ歴史と民話の里～

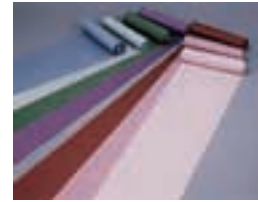
丹後地域には、日本三景の一つ天橋立のほか、鳴き砂で有名な琴引浜、重要伝統的建造物群に選定されている「伊根の舟屋」など、風光明媚な名所や古刹が多く存在する。「丹後王国」やちりめんの里にふさわしく羽衣伝説など数多くの伝説や民話が各地に残っており、歴史ロマンに満ちた地域である。また、先人の知恵や暮らしの中から育まれてきた丹後ちりめんや藤織りなどの生活文化や特産品が紡ぎ合い、丹後の「紡ぎ合うところ」が豊かな自然の中で息づいている。



網野町掛津 琴引浜



伊根の舟屋



丹後ちりめん

中丹みやこ文化圏

「響き合うところ」～自然環境と近代遺産が織りなす共生の里～

中丹地域には、豊かな自然、由良川、水源の里、里山、港湾など美しい景観、北近畿唯一の城郭を持つ福知山城、旧日本海軍ゆかりの赤れんが建造物、約 800 年の伝統を持つ黒谷和紙、大江山の鬼伝説など、多くの歴史的・文化的資産がある。そして、歴史や地域の風土に育まれた古来の伝統行催事のほか、踊りや吹奏楽、合唱など、地域の伝統や新たな創造によって育み培われた地域の文化は、人々の心や地域に響き、人々は、そこから互いを高め合い、「響き合うところ」によって、営々と地域を築いてきた。



赤れんが倉庫群



黒谷和紙



大江山平成の大鬼

南丹みやこ文化圏

「伝え合うところ」～川の恵みがもたらす緑豊かな自然と街道が育む伝承文化の里～

京都丹波地域は、由良川と桂川の2つの水系に沿って、緑豊かな自然と田園が広がり、旧街道には多くの人や物資・文化が行き交うなど、都に近い地の利を活かした独自の文化を形成してきた。また、各地域では、伝統芸能や祭り、丹波ブランドの食材等に代表される食文化など、多彩な文化が大切に育まれ、都へと伝えられ、人に伝えること、人から伝わることを重んじる「伝え合うところ」が、京都の文化を支え高めてきた。



和知人形浄瑠璃



佐伯灯笼人形浄瑠璃



木の車づくり

千年のみやこ文化圏

「高め合うところ」～山紫水明につつまれた千年の都～

京都市域は、千年の都の中心であり、豊かな自然に育まれた日本文化の粋ともいえる芸術文化が集積したまちである。御所や離宮、社寺、町家、茶室などの建築物のほか、各種芸能、伝統工芸品や京料理などの職人技を高め合い、日本文化の粋を集めて、ひとつの形として表されたものである。現在も京都の人々の暮らしの中に生きる粋な世界は、京都のライフスタイルとして空間と時間を超えて注目されている。「ほんまもん」を求め、粋を極めようと「高め合うところ」によって錬磨された雅（みやび）の文化を千年の都からさらに創造し、発信している。



庭園と茶室



祇園祭



京料理

山城みやこ文化圏

「結び合うところ」～街道の歴史と悠久の流れが結び合う文化の里～

山城地域には、平城京後に造営された都である恭仁京や長岡京が置かれた歴史を持ち、平等院をはじめ、多くの歴史的文化遺産が存在している。宇治川、桂川、木津川に代表される豊かな水流が、古代から人の動きや物流を支えるとともに、800年の歴史を持つ宇治茶は、我が国を代表するブランドとなっている。奈良から京都へとつながる歴史街道と三川の流れが、各地域の異なる文化との交流を促す「結び合うところ」によって山城地域独特の多彩な文化を育んできた。



恭仁宮復元図



三川合流地



宇治茶の郷づくり月間

第2章 重点目標

「いのち輝く文化」を育み、「文化のみやこ」の実現を図るためには、国民文化祭をはじめとするこれまでの府文化行政の成果と実績を踏まえ、京都の文化芸術をさらに発展させていく観点から施策を重点分野ごとに体系化し、総合的かつ計画的に推進していくことが求められる。そのためには、国民文化祭の開催を通じた盛り上げを背景に、それぞれの地域においても、青少年をはじめとする府民の創作活動の促進と発表の機会の提供など、府民の文化活動を支え、さらに発展させていくと同時に、「ほんまもん」の優れた文化芸術活動をさらに高め、それを担う次世代の発掘・育成など、将来において優れた文化芸術が生み出されるための環境づくりを進めていく必要がある。いいかえると、これらを車の両輪として、次の7つの柱を基本方向とした総合的な文化施策を展開していくことがきわめて重要である。

なお、文化行政の推進に当たっては、市町村、関西広域連合、文化庁関西分室、民間の支援活動等との協働をはじめ、学校教育、環境、景観、まちづくり、観光、産業振興、食文化、福祉分野など関連する多様な分野との連携を通じて、総合的な施策の展開を図っていくとともに、人権尊重が日常の態度や行動として表れることが文化として定着していくよう配慮していく必要がある。

＜「いのち輝く文化」と「文化のみやこ」を実現する7つの基本方向＞

文化力による京都の活性化を推進する7つの柱で地域の暮らしと
いのちを輝かせよう

- 1 府民の自発的な文化芸術活動を盛り上げよう
- 2 「ほんまもん」の文化芸術を深めよう
- 3 文化を未来に伝える次世代を育もう
- 4 文化力で活気あふれる京都を創ろう
- 5 多様な「みやこ文化圏」をつなごう
- 6 国際的な文化活動の輪を広げよう
- 7 文化を創造する空間で交流を支えよう

1 府民の自発的な文化芸術活動を盛り上げよう

文化芸術には、人に感動を与え、暮らしを満ち足りたものとするとともに、人を落ち着きのある優しい気持ちへと誘う力があることから、国民文化祭を契機に一層活発となった府民の文化芸術活動をさらに盛り上げていく。

<重点施策>

- 府民と優れた文化芸術や文化施設、地域をつなぐコーディネーターの発掘と活動の推進
- 「古典の日」法制化を機会に、古典のもつ人類史的価値を伝えるべく、世界に向けて発信するとともに、児童・生徒が古典に親しむ環境づくりの推進

2 「ほんまもん」の文化芸術を深めよう

「ほんまもん」の優れた芸術の未来を担う人材の活動を多角的に支援するとともに、「ここを整える」京都の暮らしの文化を継承・再評価し、世界に発信していく。

<重点施策>

- 京都の「ほんまもん」の優れた文化芸術を次世代に確実に伝えるとともに、内外に発信する取組
- 本阿弥光悦が京都鷹峯に芸術村を開いてから2015年で400年を迎えることを記念した琳派400年事業の推進

3 文化を未来に伝える次世代を育もう

青少年が、優れた芸術家や職人等の支援を受けながら、地域に根付いた「ほんまもん」の文化を体験し、この国の未来を担う知恵と力を養っていくような、京都ならではの文化力による次世代育成に力を注ぐ。

<重点施策>

- 学校教育の場を通じた、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や体験学習の機会の充実
- 次世代が、社会においてたくましく生きる力を育めるよう、中高生が親元を離れて、芸術家・職人の工房や農山漁村等において、長期宿泊により文化・自然体験活動を行う「次世代府内留学制度」のモデル的实施
- 府内の大学等との連携・協働による文化施策の効果的な推進及び文化創造活動や研究活動への支援

4 文化力で活気あふれる京都を創ろう

文化には、経済活動をはじめ地域社会全体を活性化させる力がある。こうした文化力を活かした新しい産業の創出や地域文化の観光資源としての活用等を通じて、各地域の暮らしや経済を活性化させていく。

<重点施策>

- 地域文化の観光資源としての活用による地域活性化
- 時代劇をはじめ、京都で培われた映画・映像、マンガ、ゲーム等のコンテンツ産業の育成・振興及び発信機能の強化

5 多様な「みやこ文化圏」をつなごう

地域における文化芸術活動への支援をはじめ、まちなみや景観保全、伝統的な祭りや伝統工芸等の地域の文化資源を活用した活動を活発化するとともに、広域的な地域文化相互のネットワークづくりを通して地域を元気にしていく。

<重点施策>

- 各地域の歴史等に根ざした個性豊かな伝統行催事、民俗芸能、伝統工芸等の継承、まちなみや景観保存などに関する活動の発展を図る取組の推進及び支援
- 地域で広域的に開催される地域文化芸術祭などが相互に連携する「京都文化芸術祭」（仮称）の開催

6 国際的な文化活動の輪を広げよう

国際的な文化交流が、京都の文化芸術を世界に発信し、新しい文化の創造や国際的な視野を持つ人材の育成にも寄与することから、海外の芸術家との交流や国際的な芸術祭の開催を通じて、世界へ向けて文化活動の輪を広げていく。

<重点施策>

- 国内外の芸術家による京都の自然環境や文化資源を活かした作品の共同制作など、芸術家と地域が交流するアーティスト・イン・レジデンスの推進
- 伝統と現代アートの融合で新しい芸術文化の発信を目指す国際的な芸術祭の開催

7 文化を創造する空間で交流を支えよう

文化庁の京都移転や北山文化環境ゾーンの整備、さらには京都文化博物館などの文化振興拠点の機能強化等によって、府民によるさまざまな文化・芸術活動の支援とそのネットワーク化のための環境づくりを強化し、整える。

<重点施策>

- 関西広域連合との連携とネットワークによる広域的な文化交流事業の推進
- 府民の文化活動の成果の発表や鑑賞する機会の提供とともに、人材育成の場ともなる「新たな文化芸術振興拠点施設」の現総合資料館跡地における整備の検討
- 総合資料館と府立大学を一体化した「新総合資料館（仮称）」の整備推進

第3章 推進すべき施策

本章では、京都府が今後5年間に取り組むべき重点施策を含む具体的な取組について、7つの基本方向別に施策群として位置付け、総合的な展開を図ることにより、文化力による京都の活性化を目指す。

盛り上げよう

1 府民の自発的な文化芸術活動を盛り上げよう

(1) 府民の文化芸術活動等への参画の促進

- 文化博物館や文化会館などを拠点として、府民が創作活動を自由に行えるワークショップなどを開催し、創造の楽しみと技術を継承する仕組みづくりの構築
- 京都を代表する文化関係者や有識者による京都府の文化をテーマとする生涯学習講座の実施
- 府民と優れた文化芸術や文化施設、地域をつなぐコーディネーターの発掘と活動の推進
- 府民の文化を楽しむ日「府民文化デー」（仮称）の創設
- 府民やNPO、文化団体等が、企画・実施する文化活動等との連携の促進
- 障がいのある人の芸術紹介・育成を図り、社会とつなぐ芸術祭の推進
- 文化芸術に関する情報収集と、多様なメディアを活用した府民への総合的な情報の発信

(2) 京都の優れた文化芸術を鑑賞・体感する機会の提供

- 次世代を対象とする文化体験を組み込んだ優れた舞台芸術公演や府民参画、NPOとの協働等による創作劇等の公演の開催



京都アルティ弦楽四重奏団

- 優れた文化芸術が創造され、広く府民に親しまれるよう、京都文化博物館や文化芸術会館など府立の文化施設の企画・展示機能の充実



京都文化博物館総合展示室

- 府民ギャラリーとして、地域の文化施設において、京都府所蔵美術品を鑑賞できる機会を提供

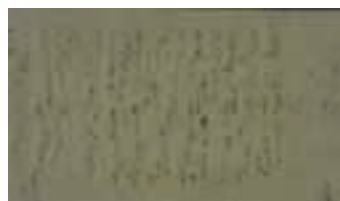
(3)「古典の日」法制化を機会に、古典の持つ人類史的価値の普及・啓発を図る取組の一層の推進

- 11月1日「古典の日」に、古典に親しみ、次代へつないでいくためのフォーラムの開催



古典の日推進フォーラム

- 古典の文化講座「古典カフェ」や、古典を府民にわかりやすく紹介する「古典の語り部」事業の拡充など生涯学習の充実
- 世界の古典に親しむため、日本語だけでなく、中国語、英語、フランス語など外国語の古典を原語で聞く朗読会の開催
- 古典の日を記念した青少年対象の朗読コンテストの実施
- 学校教育における児童・生徒が古典に親しむ環境づくりを推進



源氏物語 江戸時代写本
(京都府立総合資料館蔵)



小倉百人一首かるた

(1) 京都の「ほんまもん」の優れた文化芸術を次世代に確実に伝えるとともに、内外に発信する取組

- 古典芸能を継承し、技術を未来に引き継ぐため、古典芸能の若手演者の出演機会を盛り込んだ古典芸能公演への支援

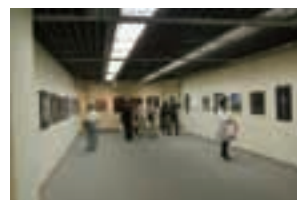


次世代への継承（能楽）

- 京都の華道の振興、若手華道家の育成を図るための新世代を対象としたいけばな展の開催



京都新世代いけばな展



京都現代写真作家展

- 京都を中心に活動する写真家による創造性あふれる写真展の開催

- 京都の演劇人、劇団の発掘・育成を図るため創作プログラムの実施や演劇フェスティバルなど公演の開催



Kyoto 演劇フェスティバル

- 無形文化財保持者との連携による工芸技術作品の展示・公開等
- 本阿弥光悦が京都鷹峯に芸術村を開いてから 2015 年で 400 年を迎えることを記念した琳派400年事業の実施

(2) 日々の暮らしに宿る「こころの文化」を見つめ直し、継承するとともに、世界に発信する取組

- 「こころの文化」について、大学や文化関係者、宗教者などの共同研究の推進やシンポジウムの開催
- 「こころ」の京都を題材とした、現代京都画壇を代表する作家による日本画の展覧会の開催



上村淳之「長旅のはざままで」
(こころの京都百選)

■ 和食や着物など日本の暮らしの文化を見つめ直す取組の推進



■ 京都に蓄積されてきた、人と自然の共生の思想を全国や世界に向けて発信するフォーラムの開催

(3) 京都文化の振興に寄与し、京都府の文化芸術の向上、発展に貢献した者への表彰制度の実施

- 京都の文化芸術の振興と発展を図るため、文化芸術・学問の向上に寄与した者等の業績を広く顕彰
- 文化芸術活動で優れた業績をあげ、将来一層の活躍が期待される新進・中堅の芸術家等を京都府文化賞奨励賞として顕彰
- 文化芸術分野において、全国規模のコンクール等で優秀な成績を収めるなど、京都の文化芸術の発展に寄与した青少年等をみやこの文化輝き賞、みやこの文化まゆまる賞として顕彰

(1) 次代を担う子ども達が、京都の「ほんまもん」の文化芸術を体験し、継承する活動の促進

- 茶道、華道や伝統芸能をはじめ、京都の優れた文化に触れ、理解を深めるためのワークショップの開催など次世代に文化を継承し、発展する事業の実施



次世代の文化体験
(源氏物語の朗読劇)



次世代の文化体験
(落語)



次世代の文化体験
(藍染)

- 芸術家や職人等を学校や地域に派遣し、体験の場づくりを支援する文化関係の有識者等によるネットワークとして「文化の知恵袋」事業の推進
- 地域の伝統芸能や祭りなどを国民文化祭など全国的な発表・交流の場に派遣する取組への支援
- 子どもたちが優れた文化芸術にふれ、主体的な創作活動をするようサポートするコーディネーターの発掘と支援
- 「お茶」や「お花」、「京料理」など京都独自のおもてなしをテーマとした祭典の開催



お茶といけばなの祭典

(2) ほんまもんの「こころ」の文化を次世代に伝え、その未来の文化創造を支える取組

- 学校教育の場を通じた、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や体験学習の機会の充実
- 次世代が、社会においてたくましく生きる力を育めるよう、中高生が親元を離れて、芸術家・職人の工房や農山漁村等において、長期宿泊により文化・自然体験活動を行う「次世代府内留学制度」のモデル的实施



伝統文化の学習
(茶道)

- 大学生が、農業、林業、漁業等の第一次産業や、地域文化を体験するプログラムへの支援



可愛いお地蔵様を彫る
(京都府立ゼミナールハウス)



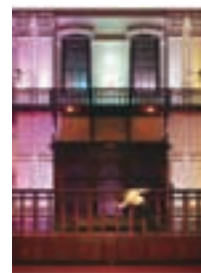
「森と木の文化」研修
(京都府立林業大学校)

- 高校生の芸術文化活動の向上充実と相互交流を図る高校生の文化の祭典「京都府高等学校総合文化祭」の開催
- 全国的な優れた文化活動の発表の場として「全国高校生伝統文化フェスティバル」の開催



伝統文化の甲子園
(全国高校生伝統文化フェスティバル)

- 新進作家の育成を図るため、斬新で卓抜した創造性・技術を備えた作品を選抜し、展示する美術工芸展の開催
- 次世代を担う子どもたちが地域の伝統文化を継承する取組の支援と発表機会の提供
- 若者や子どもたちが主体となって取り組む文化活動や交流事業などへの支援
- 青少年にとって京都文化博物館や文化芸術会館が京都文化への入口となるような体験事業の実施
- 親子文化体験など、子どもと大人がともに鑑賞し、創作する機会を通じて、親子の絆を強め、子どもに文化的な環境を提供する取組



京都美術ビエンナーレ

(3) 府内の大学等との連携・協働による文化施策の効果的な推進及び文化創造活動や研究活動への支援

- 大学が市町村や地域住民との協働により、地域の文化資源を活かしたまちおこしや、大学の視点から地域の課題に取り組む活動への支援
- 芸術系大学や文化関係学部におけるアーツマネジメントなど実践的な能力を身につけたり、文化と社会の関係を広く学ぶような機会の提供に対する支援
- 京都学生祭典など、京都の若者が主体となって躍動的に京都の文化を発信する事業への支援
- 芸術系大学及び画廊との連携による若手芸術家の創作環境の充実に対する支援



京都学生祭典

(1) 世界を代表する貴重な文化財の適切な保存・活用、地域の文化財の幅広い情報発信

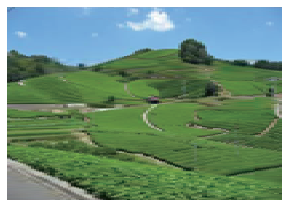
- 重要文化財等の保存・修理事業を通じた歴史的建造物等の保存・伝承とともに、技術を継承するための人材育成を図る取組
- 京都の文化財を守り、伝えるための「文化財を守り伝える京都府基金」の充実強化と保全のための活用
- 地域別の文化的資産を紹介する「京都文化財マップ」(仮称)の作成とインターネットによる情報発信機能の強化
- 文化財等文化遺産を大切にする府民ぐるみの取組の推進
- 新資料館における京都に関する資料の収集、編纂、保存と府民等への情報提供
- 地域の文化財の歴史や魅力を幅広く紹介する人材の確保・育成とともに、郷土資料館、NPO等との連携による人材ネットワークの構築
- 天橋立、宇治茶、和食の世界遺産登録に向けて、気運 を高め、国際的な評価・知名度が向上するための取組の推進



文化財を守り伝える京都府基金



天橋立



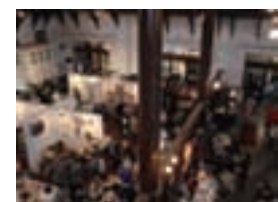
宇治茶 (茶畑)



和食

(2) 作家や職人、芸術系学生等による芸術作品が流通する環境づくり及び幅広い府民などが出会い交流する場の提供

- 京都ゆかりの芸術家や芸術系大学生が、地域住民と連携しながら、地域の景観や古い建物、商店街の空き店舗等を活用して作品を創作するアートのスペースの整備
- 京都に活動の本拠を置く若手作家や職人、芸術系学生等が作品を自由に展示販売することのできるアートフリーマーケットなどの場の提供



京都アートフリーマーケット

(3) 地域文化の観光資源としての活用による地域活性化

- 様々なテーマによる歴史・文化を楽しみ、体験できる情報発信と観光ルートの選定による新たな観光づくり
- 地域の観光資源の発掘及びそれらを有機的に連携させて新たな観光を創造する取組を地域に芽生えさせるための事業の推進
- 京都文化の体験機会と生涯学習プログラムを融合させた滞在型文化ツーリズム事業の実施
- 体験型観光を支える体験リーダーやボランティアガイド等の担い手づくりとともに、地域の特産物に関する歴史や文化の再発見運動の推進及び地域情報発信

(4) 京都の文化力を活かしたビジネスモデルの創出による「文化による新たなマーケット」の構築に向けた取組の推進

- 京都の文化を活用した創造的文化産業（クリエイティブ産業）の発掘・育成等ビジネス化に向けてのモデル的な取組との連携
- 文化をテーマとした起業コンペティションを開催するなど、京都の文化力を活用したビジネスモデルを国内外から幅広く公募し、発信する取組の推進



京都文化ベンチャーコンペティション

(5) 京都で培われた映画・映像、マンガ・アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業の育成・振興及び発信機能の強化

- 時代劇等の映画・映像づくりに関わる幅広い技術の保護・継承・活用を図るための取組の推進
- 「ロケスポット京都（ポータルサイト）」の運営をはじめとする、府内各地域への積極的なロケ誘致を図るための取組の推進
- 歴史的価値のある映像フィルムをはじめとする映像関係資料の収集及び京都に関する名作映画の上映や講演会など京都文化博物館フィルムシアター事業の実施



京都文化博物館フィルムシアター

- マンガ、アニメをはじめとする京都が有する豊かなメディア関連の資源を活用した「文化庁メディア芸術祭」の京都誘致
- 芸術系大学やNPOなど府民による映画の創作活動の発表の場の提供
- 京都の映画資産を活用したワークショップの開催や作品発表機会の提供を通じた、若手クリエイターの育成及び国内外での活動の支援を行う取組の推進
- 京都が生んだ現代演劇、ゲーム、CGを含む映像など、新しい芸術文化を担う人材育成・支援の充実



文化庁メディア芸術祭

(1) 各地域の歴史等に根ざした個性豊かな伝統行催事、民俗芸能、伝統工芸等の継承、まちなみや景観保存などに関する活動の発展を図る取組の推進及び支援

- 地域で広域的に開催される地域文化芸術祭などが相互に連携する「京都文化芸術祭」(仮称)の開催
- 国民文化祭で実施された種目や地域の伝統芸能等の定着を図る事業への支援
- 府民やNPO等が主体的に地域の文化資源を活用して行う文化活動に対する支援
- 古い町並みの保存や景観の保全など、地域の歴史・文化資源を保存・継承する取組の推進
- 各みやこ文化圏の個性を活かした文化活動の推進

(2) みやこ文化圏の活動促進

○ 丹後みやこ文化圏プラン

「紡ぎ合うところ」～日本海にのぞむ歴史と民話の里～

丹後地域における貴重な文化遺産や活動を次世代に確実に引き継ぎ、地域の活性化につなげるため、国民文化祭で盛り上がった気運を次世代への文化伝承につなげる取組の推進

- 地域に残る貴重な建造物等の文化資料の保全活動を支援する取組
- 史跡・名勝や社寺などの丹後地域に息づく歴史・文化を活かした取組の推進
- 少子高齢化等の影響で、伝承が難しくなりつつある伝統的な技術や行祭事の担い手確保・育成に取り組む地域活動団体への支援
- ふるさとの文化や文化財に親しむとともに、地域での様々な文化活動や幅広い世代の文化体験活動などへの支援など、国民文化祭の成果を継承する取組
- 地域の行祭事や食文化を再認識する機会を提供するとともに、途切れた行祭事や食文化の復活を支援する取組の推進



丹後ばらずし
(「丹後・食の王国」プロジェクト)

○ 中丹みやこ文化圏プラン

「響き合うところ」～自然環境と近代遺産が織りなす共生の里～

文化活動を地域の絆や地域の再生の大きな力として展開し、伝統や近代の文化、由良川や里山など、全ての地域資源を活かした文化の振興と活動の推進

- 国民文化祭で培った地域の文化力をさらに育成するため、「中丹文化芸術祭」をはじめ、地域が主体となった文化活動を支援する取組の推進
- 地域の文化力を伝承と創造によって発展させるため、次代を担う子どもたちや新たな文化活動の取組への支援
- 地域に根ざした個性豊かで様々にある伝統行催事や伝統芸能を守るため、その保護・保全、伝承活動の取組への支援
- 優良な文化が享受できる環境の構築を図るため、文化会館等での舞台芸術の鑑賞の機会の確保や文化事業団体を核にした広域的な文化活動への支援
- 丹波繭、丹波うるし、黒谷和紙、丹後和紙など、伝統工芸の伝承や保護を図るため、その復興や活動の取組への支援
- 伝統的な町並みや建造物を個性ある地域資源として活用していくため、その保護・保全を図る取組への支援
- 森・里・川・海などによって培われた文化や人材を地域の大切な観光や文化資源として活用していくため、「由良川里山回廊構想」に基づく取組の展開や、その魅力を広報・発信する取組の推進



中丹文化芸術祭

○ 南丹みやこ文化圏プラン

「伝え合うところ」～川の恵みがもたらす緑豊かな自然と街道が育む伝承文化の里～

京都丹波E X P Oや「中部文化芸術祭」の開催をはじめ、京都丹波地域の文化活動を支援する取組の推進

- 国民文化祭の成果と気運の盛り上がりを継承するため、京都丹波E X P Oを地域団体や市町と協働で開催するとともに、京都府中部文化芸術祭をはじめとする地域の文化に関する様々な取組に対する支援



丹波八坂太鼓
(京都丹波E X P O)

- 「文化力で京都を元気にする事業」の推進を通じて、伝統芸能の発表機会の提供など地域の文化活動を促進し継承する取組への支援
- 国民文化祭の成果を継承し、地域の文化力を育て、文化を起点とした地域づくり・産業おこしにより、地域の活性化を図る取組
- 次世代に地域文化や歴史・文化資産を継承するため、地域文化の中心となる社寺等の文化資料の保全を図る取組
- 「京都丹波」の文化を担う次世代育成事業に取り組むとともに、地域文化の良さを広く全国に紹介・発信する取組「文化体感フェスタ」等の開催
- 景観資産等の広報・啓発に努めるなど、地域の景観づくりを促進する取組をはじめ、歴史的・文化的な資産でもある保津川の恵みを生活にいかす取組
- 「京都丹波」の自然や歴史・文化など地域資源の魅力・良さをPRする紹介DVD等の制作とともに、学校現場での活用を通じて文化の継承を図る取組

○ 山城みやこ文化圏プラン

「結び合うところ」～街道の歴史と悠久の流れが結び合う文化の里～

山城地域の豊富な歴史的文化遺産などを活用したにぎわいのある地域づくりの促進とともに、伝承文化の継承・再発見や市民文化・芸術の醸成を図る取組の推進

- 古来から世代を超えて郷土で育まれてきた祭りや踊り、芸能、民芸など生活や産業に密着し、地域に伝承する様々な文化の振興を図る取組
- 暮らしの中にあるおいや生きがいをもたらす音楽や芸能、芸術、生活文化などの様々な自主的な市民の文化活動を支援する取組
- 次代を担う子ども達やその親達が地域の多彩な生活文化や芸術文化などに触れ、人と人、地域がつながり支え合うよう「やましろのタカラフェスティバル」等を開催



やましろのタカラフェスティバル

- 府民が気楽に文化に触れる機会をより多く提供するため、市町村が実施するポスト国文祭事業や地域の資料館や美術館を結ぶスタンプラリーなど文化施設の一層の活用を図る取組
- 歴史的な史跡やお茶に関わる行事、習慣など山城地域に息づくお茶文化の発信や人と人が宇治茶の文化に親しむ時間をつくる取組を展開し、宇治茶文化を振興

(1) 国際的な文化交流のみやこを目指して

- 国内外の芸術家による京都の自然環境や文化資源を活かした作品の共同制作など、芸術家と地域が交流する京都ならではのアーティスト・イン・レジデンスの推進
- 府や市町村と姉妹・友好提携している海外の自治体との地域における文化を通じた国際文化活動の推進
- 府内の在住外国人や外国人旅行者、留学生等に対する京都の文化への理解を深めるための情報提供や各種文化事業における交流機会の充実に向けた取組
- 東アジアにおける国際文化交流の大きな発信基盤となる「東アジア共生会議」、「東アジア共生文化都市」の京都誘致



東アジア共生会議

(2) 京都の文化芸術を世界に発信する取組の推進

- 若手芸術家等が海外で行う創作・発表活動に対する支援
- 伝統と現代アートの融合で新しい芸術の発信を目指す国際的な芸術祭の開催
- 京都ゆかりの芸術家や民間企業等との連携のもと、世界の音楽家が参加し、次世代とも交流する国際的な音楽祭の開催

(1) 「文化の首都機能」の強化のために

- 関西広域連合との連携とネットワークによる広域的な文化交流事業の推進
- 「アジアの文化観光首都」を目指す関西広域連合における日本や関西の文化についての発信
- 国に対する文化庁本庁の全面移転に向けた要望活動の強化及び同庁関西分室との連携の強化



文化庁関西元気文化圏推進・連携支援室
(通称：文化庁関西分室)

- 関西文化学術研究都市における文化事業の一層の展開など、国際的な文化振興拠点としての発信機能の強化



けいはんなプラザ
(関西文化学術研究都市)

- 府内の大学をはじめ、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所など府内の学術研究機関との連携による文化芸術に関する研究活動の促進及びその成果の国内外への発信の強化

(2) 北山文化環境ゾーン構想の推進

- 府民の文化活動の成果の発表や鑑賞する機会の提供とともに、人材育成の場ともなる「新たな文化芸術振興拠点施設」の現総合資料館跡地における整備の検討
- 総合資料館と府立大学を一体化した「新総合資料館（仮称）」の整備推進



新総合資料館（仮称）イメージ図

- 京都の歴史や文化をテーマに、資料館・大学・研究者や府民が共同して研究を行い、内外に発信する「国際京都学センター」（仮称）の設置

■ 植物園の整備計画に基づく「魅力あふれる施設」への整備



観覧温室、桜林
(京都府立植物園)



森のカフェ
(京都府立植物園)



賀茂川門
(京都府立植物園)

(3) 文化博物館及び文化会館等の文化拠点機能と発信力の強化

- 府内の美術館、博物館、文化施設をネットワーク化し、様々な連携事業を推進
- 地域の文化芸術活動を支え、発表する場としての府文化施設の計画的なリニューアル整備等の推進



京都府丹後文化会館



京都府中丹文化会館



京都府長岡京記念文化会館

■ 京都文化博物館や文化芸術会館など府立の文化施設の企画・展示機能の充実



京都府京都文化博物館



京都府立堂本印象美術館



京都府立文化芸術会館



京都府立府民ホール

- 公共施設等整備において、芸術作品や工芸品を積極的に取り入れるとともに、民間施設に芸術作品や工芸品を取り入れた事業者の認証・表彰制度の創設

(参考資料)

文化力創造懇話会ビジョン検討会議委員名簿

◎座長 ○副座長 ●政策検討プロジェクトチーム会議委員

	氏名	摘要
	大田 喜好	和知人形浄瑠璃会会長
●	加柴 和成	財団法人京都府中丹文化事業団事務局長
	片山 九郎右衛門	シテ方観世流能楽師
	川崎 純性	元社団法人京都青年会議所理事長
	栗山 圭子	京都新聞社文化報道部長代理
	ポーリン・ケント	龍谷大学国際文化学部教授
●	佐藤 卓己	京都大学大学院教育学研究科准教授
	杉本 節子	公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会事務局長
●	永井 正人	京都府高等学校芸術文化連盟会長
●	畑 正高	株式会社松栄堂代表取締役社長・京都府教育委員会委員長
	濱崎 加奈子	伝統文化プロデュース「連」代表
●	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部教授
	堀木 エリ子	株式会社堀木エリ子&アソシエイツ代表取締役
	松尾 恵	ヴォイスギャラリーpfs/w代表
	村井 康彦	公益財団法人京都市芸術文化協会理事長
●	山極 壽一	京都大学大学院理学研究科長・教授
○	山本 壯太	古典の日推進委員会ゼネラルプロデューサー
	六嶋 由美子	公益財団法人宇治市文化センター理事
◎	鷺田 清一	大谷大学文学部教授(大阪大学名誉教授)

ビジョン検討経過

会 議 名	日 時 ・ 場 所	内 容
第1回 文化力創造懇話会ビジョン検討会議	平成24年4月25日 京都平安ホテル	○ビジョンの改定について ○今後のスケジュール
第1回 政策検討プロジェクトチーム会議	平成24年5月14日 京都大学	○新ビジョンの構成について
第2回 文化力創造懇話会ビジョン検討会議	平成24年5月21日 京都平安ホテル	○基本理念等について
第2回 政策検討プロジェクトチーム会議	平成24年6月13日 京都府庁	○基本理念等について
第3回 政策検討プロジェクトチーム会議	平成24年6月27日 京都府庁	○基本理念等について
第3回 文化力創造懇話会ビジョン検討会議	平成24年7月18日 京都平安ホテル	○基本理念等について
第4回 政策検討プロジェクトチーム会議	平成24年8月3日 京都府庁	○基本理念・施策について
第4回 文化力創造懇話会ビジョン検討会議	平成24年8月20日 ザ・パレスサイドホテル	○基本理念・施策について
第5回 政策検討プロジェクトチーム会議	平成24年8月30日 京都府庁	○基本理念・施策について
第5回 文化力創造懇話会ビジョン検討会議	平成24年11月7日 京都平安ホテル	○最終案等について

○パブリックコメントの実施（平成24年10月9日～11月8日）

○京都府議会 平成24年12月定例会で議決（平成24年12月26日）

京都府文化力による京都活性化推進条例

平成17年10月18日

京都府条例第40号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 文化力を向上するための施策

第1節 京都の文化の継承、発展及び創造のための施策等（第10条—第12条）

第2節 文化活動の充実のための施策（第13条—第15条）

第3章 文化力を発揮するための施策（第16条—第19条）

附則

文化は、日々の生活や経済行為の中に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、人と人とが共生し、うるおいのある地域社会を築いていく糧となるものである。また、新たな文化との出会いは、私たちの創造力を高め、感性を刺激し、生活を豊かにする社会的及び経済的な活力の源泉となるなど、文化は、様々な力、いわゆる文化力を有している。

京都は、古来から、海外の多様な文化を受け入れ、伝統の上に新たな文化を創造し、海外や他の地域の人々とも共に生きる文化をはぐくんできた。さらに、それを絶えず刷新してきた創造的な気風の下に、人々を引き付けてやまない我が国を代表する文化を形成し、優れた芸術を生み出してきた。同時に、丹後から山城までの各地域において、自然と共生しながら、個性豊かな文化と産業を築き上げ、京都の文化を高め、支えてきた。

現代の日本社会は、物質的な豊かさの中にあるものの、人や地域とのきずなが希薄化していることも指摘されている。このような状況において、人々が生き生きと暮らし、また、次代を担う若者が伸びやかに育つためには、私たちは、魅力ある文化を持つ京都の一員として、文化に親しみ、次世代に継承するよう努めるとともに、文化を介した交流を積極的に行い、地域を元気にしていくことが求められている。さらに、これまで培われてきた文化を新たな価値の創造のために活用することができる環境の整備等を通じて、文化力の向上を図り、京都の多様な文化を生かす創造活動が活発に行われる社会を実現していくことが緊要な課題となっている。

このような認識の下に、文化力による京都の活性化の推進についての基本理念を定め、府民と協働しながら、多様な文化の振興を図るとともに、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を総合的に推進し、もって、心豊かでより質の高い府民生活及び活力ある京都の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 文化力による京都の活性化の推進は、府民が、等しく、多様な文化に親しみ、参加し、又はこれを創造することができる環境の下に、文化に関する活動（以下「文化活動」という。）が活発に行われることを旨として、行われなければならない。

2 文化力による京都の活性化の推進は、府民が、自主性に基づき、京都の文化の継承及び発展に努め、かつ、社会全体で文化を大切にする気運の醸成を図ることを旨として、行われなければならない。

3 文化力による京都の活性化の推進は、地域の歴史及び風土を反映した魅力ある文化が息づく地域社会を実現する

ことを旨として、行われなければならない。

- 4 文化力による京都の活性化の推進は、京都の豊富な技術、意匠等の知的資産を活用した活動が活発に行われる環境を整備することにより、創造性豊かな社会を実現することを旨として、行われなければならない。
- 5 文化力による京都の活性化の推進に当たっては、将来の社会の発展を支える基礎的な学問、研究等の振興に配慮しなければならない。
- 6 文化力による京都の活性化の推進に当たっては、社会の発展が真に心豊かな府民生活の実現に寄与するものとなるよう、人間尊重の価値観をかん養する文化の役割に配慮しなければならない。
- 7 文化力による京都の活性化の推進に当たっては、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の趣旨を踏まえ、芸術をはじめとする多様な文化の振興が図られなければならない。

（府の責務）

- 第2条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、これを実施するものとする。
- 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、市町村、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（府民の役割）

- 第3条 府民は、自主性に基づき、日常生活において、文化に触れ、親しむこと等を通じて、京都の文化の継承及び発展に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

（文化活動を行う者の役割）

- 第4条 文化活動を行う者は、必要に応じ、相互に連携して、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

（大学等の教育研究機関の役割）

- 第5条 大学等の教育研究機関は、その有する専門知識、人材、設備等を生かした文化活動への支援、創造性豊かな人材の育成等を通じて、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

- 第6条 事業者は、文化活動への支援又は事業活動を通じて、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

（基本指針）

- 第7条 知事は、文化力による京都の活性化を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 文化力による京都の活性化の推進に関する基本的な事項
 - (2) 文化力による京都の活性化の推進に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、文化力による京都の活性化の推進に関する必要な事項

- 3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、府民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。
- 4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第8条 府は、市町村、府民等と連携して、文化力による京都の活性化を推進する体制を整備するものとする。

- 2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う地域の特性に応じた文化の振興等に関する施策の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村相互間の連携が図られるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 府は、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第2章 文化力を向上するための施策

第1節 京都の文化の継承、発展及び創造のための施策等

(京都の文化の継承、発展及び創造)

第10条 府は、伝統的な文化をはじめとする多様な京都の文化の継承、発展及び創造を図るため、文化に触れ、身近に親しむことができる機会の提供、文化に関する公演、展示等への支援、文化の振興及び発展に顕著な貢献をした者の表彰その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物を創造する者への支援)

第11条 府は、文化活動により生み出される多様な創作物（以下「文化的創作物」という。）を創造する者の活動を支援するため、その者が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(歴史的又は文化的な景観の保全等)

第12条 府は、京都の歴史的又は文化的な景観が、文化をはぐくむ上で重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、これらの景観の保全及び再生を図るため、景観の保全及び再生に取り組む活動に関する情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第2節 文化活動の充実のための施策

(地域における文化の振興等)

第13条 府は、地域における文化の振興を図るため、地域における文化に関する公演、展示等への支援、地域固有の

伝統芸能、民俗芸能等に関する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 府は、文化を生かしたまちづくりのための活動の促進を図るため、文化活動を支援する者の育成、文化活動を行う者と文化活動を支援する者、観光、教育、福祉その他の分野における活動を行う者等との相互交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(学校教育等における文化活動の充実)

- 第 14 条 府は、学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の充実、文化活動を行う者による学校等における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(次世代の文化活動の充実等)

- 第 15 条 府は、次代の社会を担う子どもや青少年（以下「次世代」という。）が行う文化活動の充実を図るため、次世代を対象とした文化に関する公演、展示等への支援、次世代による文化活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 府は、次世代の豊かな人間性をはぐくむため、次世代が様々な支援を受けながら、優れた文化を体験し、又は文化を創造することができる機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第 3 章 文化力を発揮するための施策

(知的資産の活用)

- 第 16 条 府は、文化的創作物の創造活動において、技術、意匠等の知的資産が活用され、新たな価値を生み出すことを促進するため、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物の創造による活性化)

- 第 17 条 府は、文化的創作物の創造による活性化を推進するため、文化的創作物の創造を業としようとする者の起業への支援、文化的創作物の創造を業とする者の事業活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化資源の観光資源としての活用)

- 第 18 条 府は、地域の特色ある文化資源が観光資源として活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動への支援、文化資源に関する情報の発信その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 府は、地域の特色ある文化資源が相互に結びつけられ、広域的な観光資源として活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動を行う者が相互に交流する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(調査研究)

- 第 19 条 府は、文化力による京都の活性化を推進するため、文化力を発揮するための施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



©京都府 まゆまろ 2555004

京都府文化環境部文化政策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

TEL 075-414-4217

FAX 075-414-4223

E-mail: bunsei@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/bunsei/>